

蟹江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成19年6月8日蟹江町教育委員会要綱第3号

改正 平成20年5月9日 平成21年5月7日

平成22年5月13日 平成23年5月17日

平成24年5月17日 平成25年6月7日

平成26年6月11日 平成27年6月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚園教育の普及・充実を図り、その振興に資するため、就園奨励事業として実施する私立幼稚園への就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、同法第2条第2項に規定する私立学校をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所で、同法第35条第3項の規定に基づき市町村が都道府県知事（以下「知事」という。）に届け出て設置した保育所又は同法第4項の規定に基づき市町村以外の者が知事の認可を得て設置した保育所をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定に基づき知事又は都道府県の教育委員会の認定を受けた施設をいう。
- (4) 特別支援学校幼稚部 学校教育法第72条に規定する特別支援学校で、同法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。
- (5) 障害児通所支援 児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいう。
- (6) 情緒障害児短期治療施設 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設をいう。

(補助金の交付)

第3条 私立幼稚園の設置者が、蟹江町に在住し当該幼稚園に在園する幼児(以下「園児」という。)の保護者に対して入園料及び保育料を減免する場合、当該園児が別表1又は別表2に該当するときは、蟹江町はその補助限度額の範囲内において当該**幼稚園の設置者**に補助金を交付する。

2 同一世帯に2人以上の園児及び小学校1年生、2年生又は3年生の兄・姉がいる場合、別表1により算定した額と別表2により算定した額とのいずれか多い額とする。但し、同一世帯において、別表1と別表2を組み合わせ適用することは出来ないものとする。

(所得割課税額の合算)

第4条 別表1及び別表2の所得税課税額は、園児と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべての者の所得税課税額の合計額とする。

(兄又は姉に関する特例)

第5条 別表2の適用に当たっては、就学免除等により、小学校に就学していない場合であっても、小学校1年生、2年生又は3年生の就学年齢と同一年齢である兄又は姉を有する園児については、小学校1・2・3年生に兄又は姉を有する園児とみなし、当該就学年齢を超えて小学校1年生、2年生又は3年生として就学している兄又は姉を有する園児についても、小学校1・2・3年生に兄又は姉を有する園児とみなす。

2 園児の兄又は姉が次に掲げる条件に該当する場合における別表1及び別表2の適用は、兄弟姉妹の同時就園の場合と同様に扱うものとする。

- (1) 保育所、認定こども園又は特別支援学校幼稚部に在園している場合
- (2) 障害児通所支援を受けている場合
- (3) 情緒障害児短期治療施設に通所している場合

(途中入園の場合)

第6条 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次のとおり算定する。

- (1) 別表1又は別表2の年額補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15
- (2) 前号の算式により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを四

捨五入するものとする。

(実際の支払額が限度額を下回る場合)

第7条 実際の支払額が限度額を下回る場合には、当該支払額を限度とする。

(補助金等交付申請書の提出)

第8条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金等交付申請書(蟹江町補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)様式第1号)を10月30日までに蟹江町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 教育委員会は、補助金等交付申請書を受け取ったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等交付決定通知書(要綱様式第2号)により私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書(要綱様式第5号)を教育委員会に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付時期は、12月とする。ただし、当該補助金の交付以後に途中入園により補助金を交付する場合は、3月に一括して交付するものとする。

(減免措置方法の報告)

第12条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を12月27日までに教育委員会に報告するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した日後15日に当たる日又は3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を教育委員会に提出するものとする。

(証拠書類の備付等)

第14条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、保育料の減免をしたことを明らかにした書類を備えておかなければならない。

2 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要があると認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月8日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

別表1 従来条件（兄・姉が幼稚園児の場合）に該当する補助限度額

区分		補助限度額		
		1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税が非課税となる場合	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
3	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる場合	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
4	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下となる場合	年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
5	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が211,200円以下となる場合	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
6	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が319,600円以下となる場合	年額 12,000円	年額 154,000円	年額 308,000円
7	上記の所得割課税額を超える世帯	—	年額 154,000円	年額 308,000円

備考 補助対象経費は、いずれの区分においても入園料及び保育料の合計額とする。

別表2 新条件（兄・姉が小学校1・2・3年生の場合）に該当する補助限度額

区分		補助限度額	
		小学校1年生、2年生又は3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長児（第2子）	小学校1年生、2年生又は3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1・2・3年生に兄・姉を2人以上有している園児（第3子以降）
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円
2	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税が非課税となる場合	年額 290,000円	年額 308,000円
3	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる場合	年額 290,000円	年額 308,000円
4	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下となる場合	年額 211,000円	年額 308,000円
5	扶養義務者の当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が211,200円以下となる場合	年額 185,000円	年額 308,000円
6	上記の所得割課税額を超える世帯	年額 154,000円	年額 308,000円

備考 補助対象経費は、いずれの区分においても入園料及び保育料の合計額とする。